

障発 0 2 2 8 第 3 号
令和 5 年 2 月 2 8 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

こどもの安心・安全対策支援事業の実施について

静岡県牧之原市において発生した、認定こども園の送迎バスに子どもが置き去りにされ、亡くなるという大変痛ましい事案を受け、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図ることを目的として、今般、別紙のとおり「こどもの安心・安全対策支援事業実施要綱」を新たに定め、令和 4 年 9 月 5 日から実施することとした。

こどもの安心・安全対策支援事業実施要綱

1 事業の目的

障害児通所支援事業所において、送迎用バスへの安全装置等の設置、ICT を活用した子ども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムに係る経費の補助を行うことで、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び、中核市とする。

3 事業の内容

子どもの安全対策を講じるため、次に掲げる①～③の事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。

①送迎用バスの改修支援事業

送迎用バスに、子どもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置の設置等を行うこと。

②ICT を活用した子どもの見守り支援事業

ICT を活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等を導入すること。

③登降園管理システム支援事業

適切な登降園管理を行うための登降園管理システムを導入すること。

4 留意事項

- (1) 対象施設については、児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所とする。
- (2) 補助事業ごとの対象施設は以下のとおりとする。
 - 3の①の事業 児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所
 - 3の②の事業 児童発達支援センター及び児童発達支援事業所
 - 3の③の事業 児童発達支援センター及び児童発達支援事業所

- (3) 3の①の事業の対象となる、安全装置について、購入を原則とするが、リースの場合は令和4年度末までのリース料を限度とする。
- (4) 3の①の事業の対象となる自動車については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について(通知)」(令和4年12月28日)第三の2のとおりとする。
- (5) 3の①の事業の対象となる安全装置については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について(通知)」(令和4年12月28日)第三の3のとおりとする。
- (6) 安全装置については、送迎用バス1台につき安全装置1台を設置することとし、送迎用バスの数以上の購入をする場合は本事業の対象外とする。
- (7) 3の②の事業について、機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合、及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対象外とする。
- (8) 3の②の事業の対象となる機器については、GPS やBLE (※) により子どもの位置情報を管理するなど、施設外活動時等の子どもの見守りに資する機器とする。

(※) Bluetooth Low Energy

5 経費の補助

国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

ただし、国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業については、対象としないものとする。